

○新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例

平成25年9月26日

条例第46号

改正 令和2年3月12日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に法の下での平等その他基本的人権の享有を保障する日本国憲法、世界人権宣言、同和対策審議会答申（昭和40年8月11日）の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法律及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）の理念にのっとり、部落差別問題及び女性、子ども、高齢者、障がい者等の人権問題に関する施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(令和2条例9・一部改正)

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市の行政事務のあらゆる分野での人権尊重の環境づくり並びに学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じての人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するに当たっては、市民をはじめ、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害行為を行ってはならない。

2 市民は、市民相互の基本的人権を尊重するとともに、自ら人権意識を高揚させ、及び人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(令和2条例9・一部改正)

(人権侵害行為への措置)

第4条 市は、市民の関わる人権侵害行為があったと相当程度認められるときは、当該関係する市民に対し、人権侵害の救済その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、必要に応じ、関係機関等の協力を得るものとする。

(総合的な計画の策定)

第5条 市は、人権施策を推進するための総合的な計画を策定するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、人権施策の効果的な実施のため、必要に応じ、実態調査又は意識調査を行うものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

第7条 市は、国、県及び関係団体と連携し、人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(令和2条例9・追加)

(推進体制の整備)

第9条 市は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、市内の推進体制の整備を行うものとする。

(令和2条例9・旧第8条繰下)

(審議会の設置)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新発田市人権のまちづくり審議会を置く。

(令和2条例9・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令和2条例9・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(見直し)

2 この条例は、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する法律が制定された場合は、見直しを行うものとする。

附 則（令和2年条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。